契約締結前交付書面（総合口座）

1. 上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）.....1
2. 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明.....10
3. 外貨建て債券取引に係る契約締結前交付書面.....13
4. 単元未満債券取引に関する説明書.....22
5. 無登録格付に関する説明書.....26

ウィブル証券株式会社

2026 年 10 月 26 日

1．　上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。お取引にあたっては、この書面をあらかじめよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料一覧」に記載の売買手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により、又は当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。
- 上場有価証券等の買付代金等を当社へご送金いただく際の銀行送金手数料、並びに、上場有価証券等の売付代金や預り金等をお客様へご送金する際の銀行送金手数料（当社所定の手数料）は、お客様のご負担とします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。なお、レバレッジ型、インバース型ETF（ETNを含みます。）等は、主に短期売買により利益を得ることを目的にした商品であり、その仕組みや内容を十分理解し、取引に伴うリスク、コストを十分に認識したうえでお取引いただくことが重要です。
- 上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた

場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。

- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期間内に、新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

外国証券のお取引にあたってのリスクについて

- 外国証券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外国証券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外国証券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 外国証券は、当該国の政治情勢や経済情勢、金融商品市場等に起因する諸問題に伴い、外国証券の価格や為替相場が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- 外国証券は、国内の金融商品取引所に上場している場合や、国内で募集・売出し等の届出が行われた場合等を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われていません。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 上場有価証券等の募集もしくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 上場有価証券等の売出し

※　注文された上場有価証券取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます（郵送又は電磁的方法による場合

を含みます）。この「取引報告書」の内容は、必ずご確認ください。万が一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社クライアントサービスまでご連絡ください。

当社の概要

商　　号　　等	ウィブル証券株式会社
金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第48号
本 店 所 在 地	〒104-0061 東京都中央区銀座6-10-1 GINZA SIX 9階
加　入　協　会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
資　　本　　金	9億3,848万円（2026年10月19日現在）
主　な　事　業	金融商品取引業
設　立　年　月	昭和23年3月
連　　絡　　先	クライアントサービス 0120-560-736 にご連絡ください

レバレッジ型、インバース型ＥＴＦ及びＥＴＮのお取引にあたってのご留意事項

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のETF及びETN（※4）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の期間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただくか、又は当社コールセンターまでお尋ねください。

積立投資サービスに関するご留意事項

当社は、外国株式及び外国ETF等を対象とした積立投資サービスを提供する場合があります。
積立投資は、一定の条件に従い継続的に有価証券を取得する方法ですが、投資元本及び運用成果を保証するものではありません。対象有価証券の価格変動により損失が生じるおそれがあります。
また、積立投資サービスにおいては、お客様が設定した積立金額を基準として買付けを行いますが、対象有価証券の価格変動、為替相場の変動その他の事由により、実際の約定数量及び約定金

額が当初の予定と異なる場合があります。

【ダイナミック積立に関するご留意事項】
当社が提供する積立投資サービスの内、ダイナミック積立では、市場動向その他当社がベンチマークとして定める比較指標及び異動平均期間に基づき、各回の実際の積立金額が変動する場合があります。
そのため、実際の積立金額はお客様が設定した積立金額と一致しない場合があります。また、相場環境によっては、各回の投資金額が当初設定額を上回る場合があります。
当該積立方法は、将来の投資成果を保証するものではなく、当社が用いる算出方法、比較指標又はアルゴリズムにより期待した成果が得られない場合があります。

【端株（1株未満取引）に関するご留意事項】
積立投資サービスでは、1株未満の数量の有価証券（端株）を取得する場合があります。
端株については、議決権その他株主としての権利の全部又は一部を行使できない場合があり、その取扱いは法令、発行会社所在地の法令、保管機関の規則及び当社規程等に従います。
また、コーポレート・アクションその他の事由により、端株の現金化、数量調整その他の処理が行われる場合があります。

【円貨による積立設定に関するご留意事項】
お客様が円貨による積立投資を設定した場合、対象商品の買付けに必要な範囲で為替取引が行われることがあります。
この場合、お客様は有価証券の価格変動リスクに加え、為替相場の変動による影響を受けます。
為替相場の変動により、円換算した資産価値又は投資成果が減少する場合があります。

【定期自動為替取引に関するご留意事項】
当社は、外国証券取引その他外貨建商品の取引に利用する資金を準備するため、定期的に円貨を外貨へ交換するサービスを提供する場合があります。
当該サービスは、外国証券取引等に付随する資金準備サービスであり、独立した為替取引サービスとして提供されるものではありません。
定期自動為替取引に置いて適用される為替レートは、取引執行時点のものとなります。このため、画面上その他当社が表示する参考レートと実際に適用される為替レートが異なる場合があります。

注文受付についての留意点

当社は、上場有価証券等の売買にあたり、「前受金制度」を採用しています。
このため、お客様から注文を受注した後に買付可能額が不足した場合、注文を取り消すことがありますのでご注意ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

- 住所：〒104-0061 東京都中央区銀座 6-10-1 GINZA SIX 9 階
- 電話番号：0120-560-736
- 受付時間：月曜日～金曜日　9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

- 住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号　第二証券会館
- 電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）
- FINMAC ウェブページ：https://www.finmac.or.jp/
- 受付時間：月曜日～金曜日　9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

※1 「上場有価証券等」には、国外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。なお、「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が＋（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、－（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の国内で発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

○その他留意事項

■ 外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html）でご確認いただけます。

■ 当社では、お客様からお預りしている株式を、外国証券取引口座約款の第15条の規定により、お客様から保管の委託を受け、一括して現地の保管機関に当社名義で保管を行っています。よって、株主総会、債権者集会、受益権者集会、又は所有者集会等における議決権の行使、又は異議申立てについては、お客様名義での議決権は発行されないため、株主総会等にご参加していただくことができません。また、議決権行使については、お客様ご自身で株主総会の議案回号の賛否等の意思表示をいただく場合で、お客様

持分において投票が可能な場合は、お客様の指示に従います。 ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使、又は異議の申立てを行いません。

現地注文委託先

米国株式につきましては、現地注文委託先であるWebull Financial LLCにお客様の注文をお取次ぎします。

ただし、米国における注文委託先が定める値幅制限を超える注文を受託した場合には、注文をお受けできない場合があります。

以上

【別紙】

手数料一覧

（消費税込）

1.　国内株式委託手数料

約定代金	手数料
5万円まで	55円
10万円まで	99円
20万円まで	115円
100万円まで	275円
150万円まで	535円
3,000万円まで	640円
3,000万円超	1,070円

2.　外国株式委託手数料等

(1)　委託手数料は無料です。

(2)　米国株式の取引にあたっては、現地取引手数料として以下の現地費用が発生します。

・SEC Fee：SEC（Securities and Exchange Commission、米国証券取引委員会）に支払われる手数料。売却時に約定代金1米ドルにつき0.00002060米ドル（最小通貨単位に切上げ、最低0.01米ドル）。

・FINRA Fee：FINRA（Financial Industry Regulatory Authority、米国金融業規制機構）に支払われる費用。TAF（Trading Activity Fee）と呼ばれることもあります。通常、売却時に1株あたりの当該費用が課されますが、2026年10月1日から2026年12月31日までの間の約定に関して、当該費用が課されることはありません。なお、2026年9月30日までの約定に関しては、売却時に1株につき0.000195米ドル（1取引当たり最低0.01米ドル、最大9.79米ドルが引き続き適用されておりますのでご留意ください）。

・CAT Fee：SECが追加的に定めた取引所手数料（CAT、Consolidated Audit Trail）。約定株数1株につき0.000003米ドル（0.01米ドル未満の端数を四捨五入）。売却時のみならず買付時にも発生します。

※売却にあたってのSEC Fee、FINRA Fee及びCAT Feeは売却代金を上回ることもあります。また、買付にあたってもCAT Feeが買付代金に比して過大になることもあります。ご注文の際にはご留意ください。なお、端株を含む数量の取引の場合、SEC及びFINRAへの手数料は、1株以上の整数株の部分と端株の部分のそれぞれに発生することになる点にご留意ください。

※米国預託証券（ADR）をお取引された場合、ADRを発行する金融機関（預託銀行）から、一定期間毎に管理費用が徴収される場合があります。管理費用は1株あたり0.01～0.03米ドルとなります。当該費用は、金融機関が定める残高確認日をもとに計算される費用であり、実際に費用が徴収される時点で当該銘柄を保有していない場合でも、実費を米ドルお預り金からお引落しいたします。口座残高には十分ご注意いただきますようお願い申し上げます。また、手数料が引かれる前に全額出金すると、口座の残額がマイナスになりますのでご注意ください。

※現地費用の詳細については、当社取引アプリもしくはウェブサイト上に記載していますので、お取引にあたってはそちらをご確認ください。現地取引費用は、現地約定日ではなく国内約定日に買付可能額から差引かれます。

(3) 米国における上場パートナーシップ持分からの譲渡対価（売却代金）に対して米国源泉税10%が課される場合があります。

(4) 約定数量に応じて同一銘柄の単元株と単元未満株分が約定する場合は、当該約定を一つの約定として上記現地諸費用等を徴収いたします。

3. お振込み手数料

お取引にかかる売買代金等のお受払いにつきましては、銀行振込でお願いします。お振込み手数料は、お客様負担とさせていただきますので、お振込み手数料を加えた金額を振込みください。

- お振込名義人は、お客様ご本人名義でお願いします。名義相違の場合は、当社お取引口座にご入金できません。
- 当社振込金融機関名称、口座番号等については、クライアントサービスまでお問い合わせください。（「ゆうちょ銀行」口座へのお振込も可能です。）
- 外貨によるご出金は、原則お取扱いできませんので、所定の手続きにより、日本円に転換したのち円貨にて出金していただきます。
- 円入金時（通常振込）の手数料…お客様負担となります。ご利用される各金融機関にお尋ねください。
- 円出金時（通常振込）の手数料…お客様負担となります。
 - 三菱ＵＦＪ銀行へ3万円未満の振込み：110円
 - 三菱ＵＦＪ銀行へ3万円以上の振込み：110円
 - それ以外の銀行へ3万円未満の振込み：330円
 - それ以外の銀行へ3万円以上の振込み：440円

4. 外国為替手数料

株式会社QUICKが提供する為替レート（10秒ごと更新）に、以下に述べる為替取引手数料（スプレッド）を反映させたレートを適用します。

外貨の種類	外貨⇒円 （お客様の外貨の売り）	円⇒外貨 （お客様の外貨の買い）
米ドル	電信売り相場（ビッド）－15銭	電信買い相場（アスク）＋15銭

5. その他諸費用

米国預託証券（ADR）をお取引された場合、ADRを発行する金融機関（預託銀行）から、一定期間毎に管理費用が徴収される場合があります。管理費用は1株あたり0.01～0.03米ドルとなります。

当該費用は、金融機関が定める残高確認日をもとに計算される費用であり、実際に費用が徴収される時点で当該銘柄を保有していない場合でも、実費を米ドル預り金からお引落ししします。口座残高には十分ご注意いただきますようお願い申し上げます。

以上

2. 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。）

この書面には、お客様が金銭・有価証券の預託等を行うにあたってご理解していただく必要のある重要事項の情報が記載されています。お取引にあたっては、この書面をあらかじめよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- 株券、出資証券、投資証券及び外国証券（円建て債、外国投資信託を除きます。）を当社の口座でお預かりする場合には、口座管理料を頂戴しません。ただし、業界他社の対応や経済情勢の変化等によっては、当社の判断により変更することがありますので、ご留意ください。
- 上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。
- その他諸費用については、別紙「その他諸費用」に記載の額及び方法により手数料をいただきます。有価証券の他の金融機関への移管（出庫）に係る手数料については、別紙「移管手数料」に記載のとおりです。なお、当社では、1株に満たない端数株式及び別紙に記載のない有価証券の移管はできかねます。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の

注文を受付けています。

この契約の終了事由

当社の証券総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当社の概要

商　　号　　等　ウィブル証券株式会社
金 融 庁 登 録　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 48 号
本 店 所 在 地　〒104-0061 東京都中央区銀座 6-10-1 GINZA SIX 9 階
加　入　協　会　日本証券業協会
指定紛争解決機関　特定非営利活動法人　証券･金融商品あっせん相談センター
資　　本　　金　9 億 3,848 万円（2026 年 10 月 19 日現在）
主　な　事　業　金融商品取引業
設　立　年　月　昭和 23 年 3 月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下で承っております。
・クライアントサービス 電話番号：0120-560-736
・受付時間：月曜日～金曜日　9 時 00 分～17 時 00 分

金融ADR制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争･トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。
・住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号　第二証券会館
・電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）
･FINMAC ウェブページ：https://www.finmac.or.jp/
受付時間：月曜日～金曜日　9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以上

【別紙】

移管手数料

お客様が当社でお預かりしている有価証券を他の金融機関へ移管（出庫）される際の手数料は以下のとおりです。

1. 日本株式（単元未満株を含みます。）及び国内取引所上場 ETF：無料

2. 米国株式及び米国取引所上場 ETF：1 銘柄あたり 5,500 円（消費税等を含む。）

その他諸費用

（消費税等を含む。）

単元未満株式の買取請求及び買増請求の取次手数料（国内株式に限る）	1 銘柄 1 名義登録請求者につき　：　550 円 ※1 銘柄で異なる預かり区分（一般/特定）の場合、預かり区分ごとに取次手数料がかかります
新株引受権付社債の新株引受権の行使の取扱手数料	1 件につき　：　110 円
顧客勘定元帳の写し	1 件につき　：　1,100 円
残高証明書の発行	1 件につき　：　1,100 円
取引残高報告書の再発行	1 件につき　：　1,100 円

以上

3．外貨建て債券取引に係る契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、お客様がウィブル証券株式会社（以下「当社」といいます。）を通じて外貨建て債券のお取引を行うにあたり、当該取引の仕組み、リスク及びその他重要事項が記載されています。お取引にあたっては、この書面をあらかじめよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券の売買にあたっては、別紙「手数料一覧」に定める手数料その他の費用をご負担いただく場合があります。
- 外貨建て債券の売買、利金受領又は償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、当社所定の為替レートが適用されます。
- 海外の取引市場、保管機関又は決済機関等において発生する手数料、公租公課その他の費用については、お客様にご負担いただく場合があります。
- 外国取引に係る現地諸費用は、その時々の市場環境、制度変更その他の事情により変動するため、本書面交付時点においてその金額をあらかじめ表示できない場合があります。

外貨建て債券のお取引にあたってのリスクについて

【金利変動リスク】

- 債券価格は市場金利の変動によって変動します。
- 一般に市場金利が上昇した場合には債券価格は下落し、市場金利が低下した場合には債券価格は上昇します。
- その結果、償還前に売却する場合には購入価格を下回る価格で売却しなければならないことがあります。

【信用リスク】

- 債券の発行者の財務状況、経営状況又は信用状況が悪化した場合、利息の支払遅延、元本の償還遅延又は元本の一部若しくは全部の支払不能等が生じる可能性があります。
- その結果、投資元本を失うおそれがあります。
- 当社の注文取次先若しくは海外保管機関又は決済機関の財務状況、経営状況又は信用状況が悪化した場合も、同様に投資元本を失うおそれがあります。

【為替変動リスク】
- 外貨建て債券は外国通貨建てでお取引されるため、為替相場の変動による影響を受けます。
- 外国通貨に対して円高となった場合には、円換算後の価値が下落し、損失が生じるおそれがあります。

【流動性リスク】
- 外貨建て債券市場は、株式市場と比較して流動性が低い場合があります。そのため、市場環境、取引量、発行体の信用状況その他の要因により、希望する時期で売却できず、又は売買価格が大きく変動する場合があります。
- 売却注文を発注した場合であっても、取引条件に合致する相手方が存在しない場合には約定しないことがあります。
- また、市場環境によっては債券の売買が著しく困難となる場合があります。

【カントリーリスク】
- 発行体又は取引市場の所在国における政治、経済、金融、税制又は法規制等の変化によって、価格下落、利払停止又は取引制限等が生じる場合があります。

【早期償還リスク】
- 債券によっては、発行者が期限前償還を行う権利（コール条項）を有している場合があります。
- この場合、お客様が想定していた利回りを確保できないことがあります。

【価格変動リスク】
- 債券価格は、金利、信用力、市場需給、為替、格付等の要因によって変動します。
- その結果、償還前に売却した場合には損失が生じるおそれがあります。

<u>企業内容等の開示について</u>

- 外貨建て債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。外貨建て債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の記開示が行われておりません。

クーリング・オフについて

- 外貨建て債券取引に関する契約は、金融商品取引法第37条の6に規定するクーリング・オフ制度の適用対象ではありません。

当社における外貨建て債券取引の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいたうえでご注文をお受けいたします。
- 前受金等の全部をお預けいただいていない場合、当社との間で合意いただいた日までに、ご注文日課ある代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができないことがあります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合、お客様に取引報告書を、郵送又は電磁的方法によりお渡しいたします。

また、当社が取り扱う外貨建て債券は、当社の注文取次先であるWebull Financial LLCが取り扱う既発債券であって、主として米国において流通するものです。対象商品には以下のような債券が含まれます。

- 米国国債
- 米国社債
- その他、Webull Financial LLCが取り扱う商品であって、当社が取り扱うものとしたもの

当社におけるお取引スキームは次のようになります。

- 当社はお客様の注文の取次ぎのみを行い、お客様のお取引の相手方とはなりません。
- 当社は、お客様から外貨建て債券の注文を受託し、米国のグループ会社であ

るWebull Financial LLCに取り次ぎます。

- 同社は、複数のATS（Alternative Trading System）の中から、価格を中心に、コスト（手数料）、執行のスピードや約定の確実性を踏まえて判断される顧客にとって最も有利な条件のATSで注文を執行します。なお、最も有利な単一のATSを自動判定して執行することを原則としておりますが、一回の注文数量が過大である場合には単一のATSではまかないきれないことから、当該注文のを複数のATSに分けて執行することも考えられます。なお、単元未満債券取引については、この限りではなく、単元未満債券取引に関する説明書のとおりです。
- 当社の役割はあくまで取次ぎに限定されることから、注文受付、注文の取次ぎ、約定結果の通知及び顧客口座管理を行い、以下に掲げる行為は行いません。
 - 自己ポジションの保有
 - 顧客との相対取引
 - 債券価格の決定
 - 執行先市場の選択
 - 売買執行判断
- 当社では成行注文を受け付けず、指値注文のみを受け付けます。なお、単元未満債券取引については、この限りではなく、単元未満債券取引に関する説明書の記載のとおりです。
- 注文時にお客様に表示される価格は参考価格であり、当該価格での約定を保証するものではありません。

価格形成について

- 本取引における債券価格は、以下を含む諸要因を踏まえたATSにおける取引参加者間の需給によって形成されます。
 - 金利環境
 - 発行体の信用力
 - 残存期間
 - 流動性
- また、同一銘柄であっても、執行時点や執行するATSによって異なる価格が成立する場合があります。
- 当社は価格形成に関与せず、価格提示又はスプレッド設定を行わず、価格決定過程に影響を与えることもできません。当社は、お客様に対し、特定の価格での約定を保証するものではありません。なお、単元未満債券取引については、この限りではなく、単元未満債券取引に関する説明書の記載のとおり

です。

約定及び受渡し

- お客様から受託した注文は、当社を通じてWebull Financial LLCに取り次がれます。
- お客様が指定した注文価額が、仲値から上下10%を超えて乖離する場合には、当該注文は受理されず、又は受理後に取り消されることがあります。この場合、当該注文は約定いたしません。なお、流動性その他の市場状況によっては、買い気配及び売り気配が仲値から上下10%の範囲を超えることがあります。この場合、お客様は売買の注文を出すことができません。特に流動性が低い債券では、購入時に制限が無く購入できても、売却時に制限が掛かって売却できなくなる場合がありますので、あらかじめ十分にご留意ください。
- 前項の制限に抵触せず受理された注文は、取次先が選定する執行先において執行されます。
- 外貨建て債券の受渡日は、原則として約定日から起算して市場慣行に従って決定されます。
- ただし、取引市場、対象銘柄、市場慣行の変更、現地祝祭日その他の事由により、受渡日が変更される場合があります。
- お客様は、受渡日に買付代金の支払い又は売却代金の受領を行うこととなります。
- 利金及び償還金については、当社がその支払いを受領した後、お客様の口座へ入金します。

勧誘及び投資助言について

- 当社は特定銘柄の取得を目的とした勧誘を行いません。
- また、当社は投資判断に関する助言又は推奨を行いません。
- お客様の投資判断は、お客様ご自身の責任において行っていただきます。

保管及び決済について

- お客様が取得した外貨建て債券は、海外保管機関その他当社が指定する保管機関を通じて管理されます。
- 発行体に関する通知、権利処理又はその他のコーポレート・アクションについては、海外保管機関等を経由して処理されるため、国内有価証券と異なる取扱いとなる場合があります。

- 当社では他の金融商品取引業者等との間で外国債券の移管（受入れ・出庫）は取り扱っておりません。
- 外国法令、保管機関又は決済機関の規則等により権利行使方法又は処理方法が国内債券と異なる場合があります。

利金及び償還金

- 利金及び償還金は、発行体から支払われた後、海外保管機関及び決済機関を経由してお客様へ支払われます。
- 海外市場の休日、現地規制、決済機関の処理その他の事情により、支払日が遅延する場合があります。

外貨建て債券に関する税務の概要

- 外貨建て債券の利子、譲渡益及び償還差益等については、我が国の税法上、課税の対象となる場合があります。
- また、発行体の所在国その他外国の法令に基づき、源泉徴収その他の租税が課される場合があります。
- 税制は将来変更される可能性があり、その変更により実質的な投資成果が影響を受ける場合があります。
- 米国国債及び米国社債の利子については、日米租税条約その他関係法令の適用関係により、米国における課税関係が異なる場合があります。
- 税務上の取扱いは、お客様の個別の状況によって異なりますので、具体的な税務上の取扱いについては、税理士その他の専門家にご相談ください。

【個人のお客様に対する外貨建て債券の課税】
個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失

の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債（割引の方法により発行された公社債、分離元本公社債、分離利子公社債及び発行価額が額面金額の90%以下である利付公社債をいう）の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

【法人のお客様に対する外貨建て債券の課税】
法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債（割引の方法により発行された公社債、分離元本公社債、分離利子公社債及び発行価額が額面金額の90%以下である利付公社債をいう）の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に外国源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

当社の概要

商　　号　　等	ウィブル証券株式会社
金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第48号
本 店 所 在 地	〒104-0061 東京都中央区銀座6-10-1 GINZA SIX 9階
加　入　協　会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
資　　本　　金	9億3,848万円（2026年10月26日現在）
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和23年3月
連　　絡　　先	クライアントサービス 0120-560-736 にご連絡ください

注文受付についての留意点

当社は、米国債券の売買にあたり、「前受金制度」を採用しています。
このため、お客様から注文を受注した後に買付可能額が不足した場合、注文を取り消すことがありますのでご注意ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。
- 住所：〒104-0061 東京都中央区銀座 6-10-1 GINZA SIX 9 階

- 電話番号：0120-560-736
- 受付時間：月曜日～金曜日　9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

- 住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号　第二証券会館
- 電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）
- FINMAC ウェブページ：https://www.finmac.or.jp/
- 受付時間：月曜日～金曜日　9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

現地注文委託先

外貨建て債券につきましては、現地注文取次先であるWebull Financial LLCにお客様の注文を取り次ぎます。
ただし、米国における注文委託先が定める値幅制限を超える注文を受託した場合には、注文をお受けできない場合があります。

以上

【別紙】

手数料一覧

（消費税込）

1.　米国債に係る委託手数料

当社の米国債取引では、お客様から委託手数料を別途いただいておりません。

2.　米国社債に係る委託手数料等

当社の米国社債取引では、お客様から委託手数料を別途いただいておりません。

以上

4.　単元未満債券取引に関する説明書

（この書面は、外貨建て債券取引に係る契約締結前交付書面と一体をなすものとして、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

ウィブル証券株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様の注文をWebull Financial LLC（以下「Webull」といいます。）に取り次ぐことで提供する単元未満債券取引サービスにより、お客様は、通常の債券の取引単位を下回る数量で一定の債券を売買することができます（以下、この売買を「単元未満債券取引」といいます。）。単元未満債券取引には特有のリスク及び制約があります。
本書は、単元未満債券取引及び債券の保有に伴う主な特徴、制約事項及びリスクについて説明するものです。単元未満債券取引をご利用になる前に、内容を十分にご確認ください。

１．単元未満債券取引の概要

お客様は、当社及びWebullが単元未満債券取引の対象として指定する米国社債及び米国国債（以下「対象債券」といいます。）について、単元未満債券取引を行うことができます。対象債券の銘柄は変更されることがあります。
なお、対象債券の銘柄が変更された場合であっても、お客様が既に取得している債券には影響しません。しかしながら、対象債券でない債券について単元未満債券取引を行うことはできません。

お客様は、端数数量による売買注文を行うことができます（例：一単元の額面が132米ドル相当の債券を、105米ドル分だけ取引することができます）。買付注文の最低額面金額は100米ドルとし、1米ドル単位で注文することができます。
債券の価格は、お客様が注文時に確認した参考価格と異なる場合があります。これは、注文から約定までの間に債券価格が変動する可能性があることや、購入時に所定のコストが含まれる場合があるためです。なお、取引単位に満たない少額の債券を購入する場合において、市場価格の下落により実際の購入金額が最低取引金額を下回ったときは、注文時の端数数量でもって最低取引金額を下回る価額で約定することになります。

債券に係る利息は、1セント未満を四捨五入して支払われます。また、購入金額を指定して発注した注文が約定した場合の実際の保有数量は、注文時に表示された見込数量と異なる場合があります。これは、端数処理、実際の約定価格及びコスト又は税金の控除によるものです。

当社が受け付けた対象債券の注文は、Webullを通じて米国の取次業者に送信さ

れ、執行されます。お客様は注文の取消しを行うことができますが、発注済みの注文内容を変更することはできません。注文内容を変更したい場合には、既存の注文を取り消して新たに注文を行う必要があります。なお、取消注文が処理される前に注文が執行される場合があります。

Webull及び取次業者は、対象債券に関する注文の執行に努めますが、市場における対象債券の供給不足等の理由により、注文を執行できない場合があります。単元未満債券取引に係る注文を含むすべての注文は、お客様による別段の指定がない限り、取引時間終了時に未約定のものは失効します。また、単元未満債券取引に係る注文は、Webullが指定する取引時間外には執行されません。

２．単元未満債券取引の執行

単元未満債券取引は証券取引所における取引ではありません。米国の取次業者は、自らがお客様の注文と同内容の取引を別に行って（カバー取引）、お客様の取引相手としてお客様の注文を執行することがあります。この場合、債券の額面単位として執行される部分については、取次業者が市場で取得した価格に当社や取次業者がコスト等を上乗せした価格で執行されることがあります。単元未満債券取引について特に手数料・費用等が生じる場合はお客様にあらためてお知らせします。
お客様の口座に取引単位に満たない債券が割り当てられた場合、その部分についてはWebullが指定する管理会社が取引単位の一部として保管します。お客様は当該債券の一部持分を保有することとなり、お客様に割り当てられていない持分については、当社の他のお客様、管理会社自身又は管理会社の他の顧客に割り当てられる場合があります。取次業者がお客様の取引相手となる場合は、取次業者に損益が発生することがあります。お客様は、保有する取引単位に満たない債券について、常に実質的な所有者として取り扱われます。その保有状況は、取引単位ごとに口座に保有する債券と同様に、当社の帳簿及び記録に反映されます。

お客様が取引単位に満たない債券の注文を行う場合、当社は当該注文を裁量権付成行注文として取り扱います。これは、証券会社が証券市場の状況に拘束されることなく、価格及び執行時期について一定の裁量をもって注文を執行することを意味します。当社及び取次業者は、最良執行義務に従い、お客様の注文について可能な限り有利な条件で執行するよう努めますが、注文が約定するまでの間に市場価格がお客様に不利な方向へ変動する場合があります。お客様がこのような注文の取扱いを希望されない場合は、単元未満債券取引はお勧めいたしません。
取次業者は、注文数量と異なる数量で執行された取引について、必要に応じて訂正又は調整を行う場合があります。当該訂正又は調整は、お客様との取引及

び取次業者自身の取引の双方に影響を及ぼす場合があります。取次業者は、これらの訂正又は調整に伴う取引を自己取引として行うため、その結果として取次業者に損益が発生することがあります。

３．債券保有者の権利

取引単位に満たない債券に係る権利は、取引単位で保有する場合の権利とは異なる場合があります。お客様は、取引単位未満の債券に関する権利について、以下の内容をご確認ください。

取引単位に満たない債券は、他の口座へ移管することや取引のための証券化をすることができません。このため、お客様が口座又は特定の債券を他の証券会社へ移管することを希望する場合、そのような債券は売却し、その代金を移管することができます。その結果、課税の対象となる場合があるほか、損益が確定したり、手数料が発生する場合があります。なお、当社では外国債券について他の金融商品取引業者等との間の移管（受入れ及び出庫）は取り扱っておりません。

当社は、対象債券の発行体から通知を受領した後、お客様の口座に保有する債券（取引単位未満の債券を含みます。）に関係するコーポレート・アクション（企業活動）をお客様へ通知します。これには、債務不履行通知や公開買付け通知等が含まれます。

お客様は、対象債券に係る利息及び償還金について、その保有割合に応じた金額を受け取ることができます。利息その他の分配金は、すべて現金で支払われます。これらは取引単位未満の債券にも適用されますが、その利息又は償還金に0.01米ドルを下回る端数金額が生じる場合、お客様の受取額は0.01米ドル以上の部分に限られ、お客様は0.01米ドルを下回る端数金額を受け取ることができかねます。

コーポレート・アクションの発生は予測できず、本書に記載されていない事象が発生する場合があります。このような場合、当社は原則として、利息又は償還金の支払に準じた方法で対応します。可能な場合には、お客様の保有割合に応じて利息その他の分配金を按分して支払います。ただし、コーポレート・アクション及びこれに関連する分配金の取扱いは、発行体が定める条件並びに当社及び管理会社の規則に従って決定されるため、実際の取扱いが上記と異なる場合があります。

４．取引単位未満の債券の売却に関する制限

取引単位に満たない債券は売却が困難な場合があり、希望する時期又は条件で売却できないことがあります。当社では、お客様が保有する取引単位に満たない債券は、銘柄ごとに最低保有額面を100米ドルとしています。そのため、約定した場合に残高が額面100米ドル未満となる注文は執行されません。

本書作成時点において、単元未満債券取引の相手方は1社に限られています。そのため、お客様が希望する時期又は条件で取引できない場合があります。また、単元未満債券取引は、取引単位ごとの取引と比べて約定までに時間を要する場合があります。過去の価格情報又は参考価格は、実際の約定価格と異なる場合があります。取引単位に満たない債券の取引価格は、取引単位の債券の取引価格より安くなる場合があります。

お客様の口座が閉鎖された場合、保有する取引単位未満の債券は売却され、その売却代金が現金で支払われます。また、お客様が信用取引を行うことができる場合であっても、当社はお客様が保有する取引単位に満たない債券について、貸し付け又は担保として利用することはありません。

以上

5.　無登録格付に関する説明書

金融商品取引法は、市場の公正性と透明性を確保するため、信用格付業者の登録制を導入しています。
当社が売買の取次ぎを行う米国債券について使用する信用格付けは、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく信用格付業者登録を受けていない者（無登録格付業者）が付与した格付け（以下「無登録格付」といいます。）です。

1.　金融商品取引法に基づく登録の意義について

金融商品取引法に基づく登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止及び格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象証券の保有に係る規制（格付対象証券を保有している場合の格付付与の禁止）、④格付方針等の作成と公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなります。他方で、本資料に記載する無登録格付業者は、これらの規制・監督の対象ではありません。

2.　グループ指定制度・特定関係法人について

グループ指定制度とは、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を行った信用格付業者が所属するグループ内の無登録業者のうち一定の要件を満たす業者について、金融庁長官が「特定関係法人」としての指定を行うことにより、当該法人が付与する信用格付に係る説明事項の一部が緩和される制度です。（金融商品取引業等に関する内閣府令第 116 条の 3 第 2 項）
「特定関係法人」の指定にあたっては、法令の定めに基づき、当該法人による信用格付業務の内容及び方法、信用格付に関する情報の公表状況その他の事情が勘案されています。

3.　格付会社グループに関する情報

(1)　S&P Global Ratings

- 格付会社グループの呼称：
 S&P Global Ratings
- グループ内の登録信用格付業者：
 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第 5 号）
- 格付方針等の入手方法：
 格付方針、格付手法その他の関連情報については、S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.spglobal.co.jp/ratings）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.spglobal.co.jp/unregistered）に掲載されております。
- 格付の前提、意義及び限界：
 信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する意見であり、債務不履行の確率を示すものではなく、また信用力を保証するものではありません。信用格付

は投資の推奨ではなく、市場価格や流動性を示すものでもありません。信用格付は様々な要因により変更される可能性があります。
この情報は、2026 年 10 月 1 日現在、当社が信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のウェブサイトをご覧ください。

(2) Moody's Ratings

- 格付会社グループの呼称：
 Moody's Ratings
- グループ内の登録信用格付業者：
 ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第 2 号）
- 格付方針等の入手方法：
 格付方針、格付手法その他の関連情報については、ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト（https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。
- 格付の前提、意義及び限界：
 信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する意見であり、債務不履行の確率を示すものではなく、また信用力を保証するものではありません。信用格付は投資の推奨ではなく、市場価格や流動性を示すものでもありません。信用格付は様々な要因により変更される可能性があります。
 この情報は、2026 年 10 月 1 日現在、当社が信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくはムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイトをご覧ください。

(3) Fitch Ratings

- 格付会社グループの呼称：
 Fitch Ratings
- グループ内の登録信用格付業者：
 フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第 7 号）
- 格付方針等の入手方法：
 格付方針、格付手法その他の関連情報については、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.fitchratings.com/ja）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。
- 格付の前提、意義及び限界：
 信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する意見であり、債務不履行の確率を示すものではなく、また信用力を保証するものではありません。信用格付は投資の推奨ではなく、市場価格や流動性を示すものでもありません。信用格付は様々な要因により変更される可能性があります。
 この情報は、2026 年 10 月 1 日現在、当社が信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しく

はフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のウェブサイトをご覧ください。

4.　投資判断に当たってのご留意事項

信用格付は、発行体または債券の信用力に関する一つの参考情報であり、投資判断に当たっては、本説明書、契約締結前交付書面、目論見書その他の開示資料を十分にご確認のうえ、お客様ご自身の判断で行っていただく必要があります。

以上

ウィブル証券株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 48 号　日本証券業協会加入